

平成

十八年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第三号)

平成十八年十二月八日(金曜日)

議事日程(第三号)

平成十八年十二月八日 午前十時開議

- 第一 議第六十六号 五條市斎場条例の制定について
- 第二 議第六十七号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第三 議第六十八号 五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例等の一部改正について
- 議第六十九号 五條市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について
- 議第七十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第四 議第七十一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第五 議第七十二号 南和広域連合規約の変更について
- 議第七十三号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について
- 議第七十四号 奈良県市町村会館管理組合規約の変更について
- 議第七十五号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 第六 議第七十六号 工事請負契約の締結について
- 第七 議第七十七号 平成十八年度五條市一般会計補正予算(第四号)議定について
- 第八 議第七十八号 平成十八年度五條市老人保健特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第九 議第七十九号 平成十八年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について

欠席議員（二名）

説明のための出席者

市長
助役
教育長
市長公室長
総務部長
都市整備部長
生活産業部長
健康福祉部長
西吉野支所長
大塔支所長
教育部長
消防長
水道局長

榎 信
小 藪
田 村
岡 本
上 山
榮 林
林
清 水
森 本
竹 本
橋 本
岩 倉
阪ノ上

信 晴
良 彦
幸 子
和 人
保 見
勝 美
正 信
康 勝
重 元
重 博
義 夫
武 調
則

二十一番
八番
田 山
原 田
清 澄
孝 雄

十八番
十九番
二十番
土 井
榮 林
大 谷
龍 末
雄 次
嗣

事務局職員出席者

財政課長 堂 賢
秘書課長 田 中
庶務課長 大 垣 賢
企画調整課長 山 下 正 賢
次 治 衛 治

事務局長 長 田 雅 光
事務局次長 乾 田
事務局主任 西 峯 久 美 旬
事務局主任 笹 谷 美
速記者 柳 ヶ 瀬 五 美

午前十時一分再開

○議長（山田由比己）ただいまから、昨日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。
田原清孝議員及び山田澄雄議員から、それぞれ欠席届が出ております。
ただいまの出席議員数は、定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

○議長（山田由比己）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。
配付漏れはございませんか。
配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）。
これより日程に入ります。

○議長（山田由比己） 日程第一、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光） 議第六十六号 五條市斎場条例の制定について。

○議長（山田由比己） 提案理由の説明を求めます。 林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信） おはようございます。

ただいま上程いただきました議第六十六号 五條市斎場条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の設定は新火葬場に附属施設が新たに設置されるため、その管理に必要な事項を定めるものでございます。

議案書の二ページを御覧願います。

第一条には設置目的を、第二条に名称と位置、第三条に施設の内容、第四条に職員について、第五条から第九条までは施設の休場日、使用の許可等、使用料、使用料の減免、使用料の還付について必要な事項を定めております。なお、料金につきましては四ページの別表を御参照願います。

第十条では施設設備等をき損、滅失の場合の損害の賠償について、第十一条には条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることとしております。

附則第一項で施行期日を、二項では五條市火葬場条例の廃止に伴う経過措置を、第三項では五條市火葬場条例の廃止を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田由比己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり） 十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己） これは総務文教常任委員会ではなくして、厚生常任委員会に附託されると思うのですが、私は総務文教委員会に所属しておりますので傍聴しかできませんので、この場をお借りしましてちょっと質問をさせていただきます。

この第四条の、斎場には、場長その他必要な職員を置くというふうになっておりますけれども、具体的に、その職員はどういう立場なのか教えていただけますか。

○議長（山田由比己） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信） 十四番佐久間議員の御質問に、自席から失礼しましてお答えをさせていただきます。

第四条の職員についてでございますが、場長として五條市から一名、そして職員一名と臨時職員と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十四番」の声あり）

○議長（山田由比己） 十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己） 職員さんというのはいわゆる、立場的には公務員、場長は公務員と。あとの一名、それから臨時ということですから、今現実に稼働しております火葬場の方たちがそのまま移行するの、その点をはっきりお願いしたいと思います。

○議長（山田由比己） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信） 現在、火葬場で火葬業務に就いていただいている方につきましては、火葬につきましては委託業務としておりますので、そちらの方でまた同じ仕事に就いていただけるよう考えております。（「十四番」の声あり）

○議長（山田由比己） 十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己） 最後になりますけれども、いわゆるここで斎場ということですので、葬儀、告別式等ができるということなんですけれども、今、それぞれ民間の方でそれぞれ施設を持って対応されているということなんですけれども、例えば私の家に例えて言いますと、うちに母親がおりますけれども、母親が亡くなったと、斎場を使用したいということになりますと、こちらの方で外部の業者を指定してその関係者の方に葬儀一切を賄っていただくということは可能なのかどうか教えていただけますか。

○議長（山田由比己） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信） 斎場使用に当たつての業者ということかと思うのですけれども、今考えておりますのは市内業者の葬儀をされる業者さんというふうに考えております。

○議長（山田由比己） よろしいか。質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（山田由比己） 日程第二、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第六十七号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

○議長（山田由比己）提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）ただいま上程いただきました議第六十七号 五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、みどり園が抱える課題の一つ、ごみの減量化を推進するためであります。

改正内容といたしましては、直接搬入するごみに限りその処理手数料を改正するものであり、ごみ袋の販売単価及び大塔分所の手数料につきましては、従来どおりでございます。

それでは、議案書の六ページを御覧願います。

別表第一中、十キログラム（十キログラム未満は、十キログラムとみなす。）につき六十円を、一回の搬入量が二百キログラム未満の場合十キログラムにつき百二十円、一回の搬入量が二百キログラム以上の場合十キログラムにつき百五十円と改めるものであります。

附則としまして、条例は四月一日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田由比己）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（山田由比己）次に日程第三、議第六十八号から議第七十号までの三議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第六十八号 五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例等の一部改正について。

議第六十九号 五條市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について。

議第七十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（山田由比己）提案理由の説明を求めます。岩倉消防長。

〔消防長 岩倉義調登壇〕

○消防長（岩倉義調）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第六十八号 五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例等の一部改正について、議第六十九号 五條市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について及び議第七十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第六十八号 五條市消防本部の設置、位置及び名称に関する条例等の一部を改正することにつきましては、議案書九ページを御覧願います。

改正理由であります、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する五つの条例に条ずれが生じたため、条文整理をしようとするものでございます。附則につきましては、施行日を定めたものでございます。

次に、議第六十九号 五條市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正することにつきましては、議案書十二ページを御覧願います。

改正理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令の一部が改正されたことに伴い本条例の一部を改正しようとするもので、改正内容につきましては、条例第三条中、用語の整理と条文の整理を行ったものでございます。附則につきましては、施行日を定めたものでございます。

次に、議第七十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することにつきましては、議案書十四ページを御覧願います。

改正理由は、消防組織法の一部を改正する法律及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、要点のみを御説明させていただきますので御了承賜りたいと存じます。

条例第八条中の改正につきましては、非常勤消防団員等の傷病補償年金に係る傷病等級ごとの障害についての条文整備を行うものでございます。第九条の改正につきましては、障害補償及び介護補償に係る障害について、その他の地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した規定の条文整備を行うものでございます。附則につきましては、施行日を定めたものでございます。

以上で、議第六十八号、議第六十九号及び議第七十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田由比己）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）六十九号ですけれども、内容は賞じゅつ金ということでございますからね、この条文改正によりまして賞じゅつ金の金額に変更はないのかどうか、それをわかりやすく答弁いただけますか。それと、議第七十号も一緒ですけれども、補償条例の改正ですから、補償額そのものにこの条例の改正によって変更がないのかどうか、ちよつと答弁いただけますか。

○議長（山田由比己）岩倉消防長。

○消防長（岩倉義調）二十番大谷龍雄議員の再質問に、自席から失礼してお答えさせていただきます。

いずれにいたしましても、賞じゅつ金等の金額、そして補償金額等について金額等の改正はございません。文言の「を」を除いたりとか、そういうものの改正でございます。

以上です。

○議長（山田由比己）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（山田由比己）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田由比己） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山田由比己） 次に日程第四、議第七十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光） 議第七十一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について。

○議長（山田由比己） 提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝） おはようございます。

ただいま上程いただきました議第七十一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の設立について、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の創設の趣旨は、急速な高齢化に伴い老人医療費の増大が見込まれる中、医療費負担について現役世代の納得と理解を得るため、現行の老人保健制度を世代間の負担割合を明確にした公平でわかりやすい制度を改革する必要があるとされております。

現行の老人保健制度の運営は市町村単位で行われておりますが、後期高齢者医療制度は全国都道府県単位ですべての市町村が加入する広域連合が運営を行うこととなります。

このことは、本年九月、国の医療制度改革によりまして高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成十八年度末までにそれぞれ広域連合を設立し、平成二十年四月から制度実施とされておりまして、広域連合への加入は義務付けられております。

奈良県内の全三十九市町村が後期高齢者医療制度に関する事務を共同処理するため、本規約を制定するものでございます。

議案書の二十ページを御覧いただきたいと存じます。

制定内容といたしましては、第一条では広域連合の名称を、第二条では広域連合を組織する地方公共団体を、第三条では広域連合の区域を定めております。

次に、第四条は広域連合の処理する事務内容を、第五条は広域計画の項目を定めております。

二十一ページをお願いいたします。

第六条は、広域連合の事務所を定めており、場所は樺原市にある市町村会館内であります。

第七条では、広域連合の議会の組織を定めております。議員数は、市議会議員から六名、町村議会議員から四名、市長から六名、町村長から四名で、総数二十名となっております。

次に、第八条では議員選挙の方法を定めております。

二十二ページをお願いいたします。

第九条は議員の任期を、第十条は議会の議長、副議長についてを定めております。

二十三ページをお願いいたします。

第十一条では執行機関の組織を定めており、広域連合長、副広域連合長二名及び会計管理者を置くこととしております。

第十二条は執行機関の選任の方法を、第十三条は広域連合長、副広域連合長の任期を定め、第十四条では補助職員として必要な職員を置くとしております。

第十五条は、選挙管理委員会の組織等を定めております。

二十四ページをお願いいたします。

第十六条は監査委員の定数、任期等について定め、第十七条では経費の支弁の方法を定めております。

施行につきましては、知事の許可のあった日からとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田由比己）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（山田由比己）次に日程第五、議第七十二号から議第七十五号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第七十二号 南和広域連合規約の変更について。

議第七十三号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について。

議第七十四号 奈良県市町村会館管理組合規約の変更について。

議第七十五号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について。

○議長（山田由比己）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第七十二号 南和広域連合規約の変更について、議第七十三号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について、議第七十四号 奈良県市町村会館管理組合規約の変更について、議第七十五号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について、いずれも地方自治法の一部が改正され平成十九年四月一日から施行されることに伴い所要の変更を行うものでありまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正の内容につきましては、一つ目として収入役制度が廃止され、会計管理者を置くこと、二つ目といたしましては、地方公共団体の吏員とその他の職員との区分が廃止され、すべて職員の用語に改めること、三つ目が監査委員制度の見直しにより条例で定数を増やすことができることとなったものであります。

それでは、まず議第七十二号について御説明を申し上げます。

議案書の二十八ページを御覧願います。

第十一条は、広域連合の収入役を廃止し、会計管理者を置くことを定めたものであります。

第十二条第三項につきましては、広域連合の意思決定機能をより充実させるため、副広域連合長の選任方法について変更するものであります。

第四項につきましては、広域連合事務局より、効率的な運営の観点から会計管理者は連合長の属する地方公共団体の会計管理者の職にある者が望ましいので、その選任方法について定めるものであります。

第十四条につきましては、吏員その他の職員の用語を、職員に改めるものであります。

次に、第十六条につきましては、監査委員の数を条例で定めることにより増やすことができることを、監査委員の選任について広域連合議員選出委員と識見を有する者による選出委員について選任する数について定めたものであります。

次に、議第七十三号について御説明を申し上げます。

議案書の三十一ページを御覧願います。

第十条第六項の中、吏員を職員に改めることにつきましては、すべて職員の用語に改めるものであります。

第十一条の改正につきましては、これも会計管理者を置くことができること、現在収入役が処理をしている会計事務は会計管理者が処理することを定めたものであります。

第十二条の改正につきましては、監査委員の定数について条例でその定数を増加することができることを定めております。

第十三条の改正につきましては、第十条第六項と同じく、吏員その他の職員を職員に改めるものであります。

次に、議第七十四号について御説明を申し上げます。

議案書の三十三ページを御覧願います。

第八条は、組合に会計管理者を置き、その選任方法について定めたものであります。

第九条は、吏員及びその他の職員の用語を職員に改めるものであります。

第十条も監査委員の定数を増やすことができること、議員選出委員と識見委員について選任する数を定めるものであります。

次に、議第七十五号について御説明を申し上げます。

議案書の三十五ページを御覧願います。

第十一条につきましては、会計管理者を置くことに改め、同条第一項で会計管理者の選任方法について定めたものであります。

第十二条第一項のただし書につきましては、監査委員の定数を増やすことができることを、議員選出委員と識見委員について選任する数を定めるものであります。

第十三条第一項及び第二項につきましては、吏員その他の職員の用語を職員に改めるものであります。

以上で、議第七十二号から議第七十五号までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（山田由比己）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）改正理由が共通しておりますので一括して質問しますけれども、この改正によってそれぞれの事業の費用については節約できるのかどうか、ちょっと具体的に説明していただけますか。

○議長（山田由比己）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

すべて、これ今回は、地方自治法の改正によりまして文言の整備をするものでございまして、費用的に変わるということはございませんで、それぞれの組合の中で経費の削減についてはそれぞれが考えていくことでありまして、このことによつて経費が削減されるということはないと思います。

（「二十番」の声あり）

○議長（山田由比己）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）そしたら、収入役をなくして会計管理者ということになりますけれども、この場合の収入役、会計管理者は広域連合の費用から出しているのか、それとも出身の自治体から出しているのか、それはどうですか。

○議長（山田由比己）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）収入役、それぞれの組合に収入役がおった場合に、それぞれの市でその収入役の費用を払っておるわけで、その連合の組合でありますとか、そういったものについては費用は発生していないというふうに思います。

○議長（山田由比己）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田由比己）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山田由比己） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山田由比己） 次に日程第六、議第七十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光） 議第七十六号 工事請負契約の締結について。

○議長（山田由比己） 提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人） ただいま上程いただきました議第七十六号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の三十六ページを御覧願います。

契約の目的は複合施設建設工事であり、契約の方法は一般競争入札であります。

入札の方法につきましては、五條市建設工事請負業者選定規定により審査会において検討いたしました結果、建築一式の登録業種における格付がAランクの業者を代表者とし、Bランクの業者を構成員とした特定建設工事企業体を対象とした一般競争入札を採用させていただきました。

平成十八年十月十六日から入札公告を行った結果、七共同企業体の参加申込みがあり、資格審査を行った結果、七企業体とも参加資格があることが確認できましたため、平成十八年十一月二十一日に入札を執行いたしました。

なお、入札の執行方法は郵便入札であります。

結果につきましては、次のとおりであります。

なお、金額につきましては消費税抜きであります。

新田組・高崎組特定建設工事共同企業体、三億五千万円。

竹本工務店・松田産業特定建設工事共同企業体、三億五千五十万円。

大和不動産建設・椋本工務店特定建設工事共同企業体、三億五千五十万円。

田原建設・松井組特定建設工事共同企業体、三億五千九十万円。

キタムラ・坂田工務店特定建設工事共同企業体、三億五千七十万円。

高利建設・誠陽建設特定建設工事共同企業体、三億五千万円。

秋本建設・今西工務店特定建設工事共同企業体、三億五千八十万円であり、最も低い金額で応札した新田組・高崎組特定建設工事共同企業体が落札者と決定いたしました。

したがって、契約の相手方は、五條市五條三丁目二番三五号、新田組高崎組特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社新田組代表取締役、新田信代でございます。

契約金額は、消費税込みで三億六千七百五十万円でございます。

なお、請負率は九五・九六パーセントであります。

施設の概要につきましては、鉄筋コンクリート造り三階建て、一階五八〇・五〇平米、二階四九五・〇〇平米、三階三六七・七四平米、延べ床面積が計一、四四三・二四平米であります。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田由比己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） 御存じのように、同和施策として残っております文化会館始め複数の施設の複合施設ということで、この間、私の見解は同和行政の終結にはつながらないことで反対しておりますけれども、この議案につきましても最終議会では反対になりますけれども、それはそれとして、一つお聞きしたいのは、設計価格ですけれども、この価格の見積り計算においては、その単価は国が決めた単価で計算したのか、それよりも引き下げて計算されているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山田由比己） 林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信） 二十番大谷龍雄議員の質問にお答えさせていただきます。

設計単価につきましては、市場単価、県の単価も一部ありますが、市場単価を適用しております。（「二十番」の声あり）

○議長（山田由比己） 二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄） ほかの議員さんの意見にもありますように、上限価格、下限価格の差というのが大体一五パーセントから二〇パーセントあるわ

けです。ということ、設計価格よりも一五パーセントくらい下がっても、適正な建設ができて業者の利益も必要最小限は確保されるということになっていくわけでありますからね。やはり、これからは見積り計算においては入札率を引き下げするために、市場単価、国の単価よりも下げた設計、積算の計算にしていくべきではないかなということをお願いしておきたいと思っております。

○議長（山田由比己）質疑を終わります。
本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（山田由比己）次に日程第七、議第七十七号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第七十七号 平成十八年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（山田由比己）提案理由の説明を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第七十七号 平成十八年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。別冊の一般会計補正予算書（第四号）を御覧いただきたいと存じます。

本補正予算は、人事院勧告によります給与改定などに伴う人件費の減額、障害福祉費の設定、新火葬場の供用開始に伴う火葬場費などの追加による補正でございます。

人件費の減額補正につきましては、昨年八月の人事院勧告により給与構造の抜本的な改革が行われ、本年四月から給与改定を実施したことによる減額が約七千七百万円、調整手当を地域手当と改めその支給率を下げたことによる減額が約四千七百万円、特殊勤務手当二十七職種から六職種に改めたことによる減額が約一千五百万円、収入役の廃止及び市長を始めとする特別職の給与を改定したことによる減額が約一千六百万円になります。

また、退職手当につきましては、当初予定が十一名でございましたが、六名増えたことによりまして、増額が約一億九百万円ございます。差引き

たしまして三千九百七十九万八千円の減額補正となります。

それでは一ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ一千九百九十八万四千円の追加でございまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ二百一億五千四百三十九万円となります。

第二項、農地災害が発生したことにより、歳入歳出予算の十款災害復旧費に二項農林業施設災害復旧費を加えるものでございます。

それでは、歳出につきましては十二ページから主なものについて説明申し上げますので御了承願います。

なお、各目に関係してまいります人件費につきましては、先ほど説明申し上げておりますので省略させていただきます。

十二ページをお開き願います。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、七節賃金、三百十万円につきましては、市民相談室の防犯対策関係の嘱託職員の賃金の追加でございます。

次に、十六ページから十九ページを御覧願います。

十六ページの三款民生費、一項社会福祉費、二目身体障害者福祉費、七千百万二千円の減額、十八ページの三目知的障害者福祉費、九千七百七十六万七千円の減額及び十九ページの四目精神障害者福祉費、八十二万二千円の減額補正につきましては、障害者自立支援法の施行に伴いまして、本年十月から新しく障害福祉サービスが全面的に制度改正されたことによりまして、新しい目、障害福祉費に組み替えたことによる減額補正でございます。

二十ページをお開き願います。

三款民生費、一項社会福祉費、十目老人福祉費、十九節負担金補助及び交付金、一千五百万円につきましては、新たにグループホームが設置されるため、地域介護・福祉空間整備交付金を計上するものであります。

なお、全額国庫交付金でございます。

二十一ページから二十四ページを御覧願います。

三款民生費、一項社会福祉費、二十三目障害福祉費につきましては、先ほど申し上げましたように、新しい総合的な障害福祉サービスの開始によります必要な経費を、身体障害者福祉費、知的障害者福祉費及び精神障害者福祉費の三目からこちらの目に総合的に予算を措置することとなったため、

一億六千九百七万円を計上するものであります。

なお、前の三目からこの総合的にしたことによりまして、五十万円ほどの減額になっております。

主なものといたしましては、各種委託料九百九十三万二千元、南和広域連合負担金五百三十二万八千元、各種の扶助費一億四千二百四十四万九千元などでございます。

二十六ページをお開き願います。

四款衛生費、一項保健衛生費、七目火葬場費につきましては、火葬件数の増加による必要経費及び新火葬場の稼働に伴いまして必要となる経費を計上させていただいたものでございまして、主なものといたしまして、需用費の追加四百六十二万五千元、各種委託料六百十五万円などの追加でございます。

二十八ページに移らせていただきます。

五款農林業費、二項林業費、四目治山事業費、十五節工事請負費、三百四十七万九千元につきましては、本年九月に発生いたしました豪雨災害による治山事業工事費を追加するものでございます。

三十三ページに移らせていただきます。

九款教育費、一項教育総務費、三目教育振興費、十九節負担金補助及び交付金、二千万円につきましては、五條市育英会補助金を追加するもので、全額寄附金でございます。

次に、歳入につきましては、五ページの歳入歳出補正予算書事項別明細書の総括により御説明申し上げます。

十二款分担金及び負担金で八十八万六千元、十三款使用料及び手数料で一千九百三十一万四千元、十四款国庫支出金で七百五十九万一千円、十五款県支出金で三千二百九万三千円、十七款寄附金で二千万円をそれぞれ増額し、十八款の繰入金、六千万円を減額し、差引き一千九百九十八万四千元を増額いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田由比己）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番西尾彦和議員。

○十番（西尾彦和）十ページの寄附金というところで教育費寄附金という二千万円が入っていますが、これの件につきましてはもう少し詳しく御説明いた

だきたいと思えますけど。

○議長（山田由比己） 橋本教育部長。

○教育部長（橋本重夫） 十番西尾議員の御質問に自席からお答えさせていただきます。

実は、去る十一月二日の日に須恵二丁目の足立 登氏から、五條市の教育振興に役立ててほしいということで二千万円の寄附がありました。足立 登氏の父、勲氏が初代会長を務めておりました奨学金制度の五條市育英会、これにつきましては高等学校に進学する学生の資金援助をしておる育英会でございますが、そういった育英会の運営資金への活用を希望されておりましたので、その本人の意思を尊重いたしまして、育英会の原資として活用させていただくということで、今回の予算要望をさせていただいたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（山田由比己） 十番西尾彦和議員。

○十番（西尾彦和） そしたら、要するに指定寄附金ということに理解させてもらってよろしいですか。

○議長（山田由比己） 橋本教育部長。

○教育部長（橋本重夫） 指定、条件付寄附ということではなしに、一応本人さんの方からは教育の振興のために役立ててほしい、まあ、できればこういった形で活用してもらいたいんだというようなことでございましたので、本人の意思に基づいてやらせていただいたということでございます。（「六番」の声あり）

○議長（山田由比己） 六番益田吉博議員。

○六番（益田吉博） 関連質問になりますけれども、今、西尾議員から指定寄附という話でしたけれども、ちょっと教育部長の話はあいまいだけれども、これ指定寄附になるんやろ、これ。育英資金に使ってくれということとは、指定寄附違うの。一般寄附というのか、指定寄附と違ったらどこに使っても構わへんと。どこに使われるか、わかれへんわな。しかし、その人はその人の思いがあつて、今回の場合はまあ教育の育英資金か、学校へ行くのに何ぼか援助していくと、また、働いてまた返すという制度やな、これ。それはそれで私は結構ですんやけれども、そしたら今、総務部長が説明してくれたけれども、私が前に、西尾さんも一緒やったけれども、今足立さんという名前が出たけれども、ある方が三千万指定寄附したいと言ったときに断ったわな。受け取られへんって、市は。それ以来、指定寄附はだれであれ、あるいはどこの場所っていうんか、教育に使おうが、歴史に使おうが、福祉に使おうが、道に使おうが、それはもう受けられるように変わりましたん。前は断ったはずや。それ、答えてくれますか。

○議長（山田由比己） 上山総務部長。

○総務部長（上山保見） ただいまの益田議員の御質問にお答え申し上げます。

前回のその三千万円の寄附につきましては、私はその当時の総務部長と違いますので承知しておりませんが、今回のことにつきましては、先ほどの教育の関係はそういうふうにさせていたことでございます。

以上であります。（「六番」の声あり）

○議長（山田由比己） 六番益田吉博議員。

○六番（益田吉博） そのときは、上山総務部長違ったんかな、違ごたん。はい、わかりました。

私もこれは納得、今の育英資金の二千万というのは別段納得するとかしないとかの話と違いますので、それは大いに教育委員会が頑張っていたいて、そういう奇特な方がおられて使っていたら、大いにこんな金のない時代やから寄附したろということとはどこに使おうが奇特な方やから受けてもらったら大いに結構やと思いますけれども、前回のときは受け取られへんということやったから、今日は本会議ですので、ここでもうこのようにすることは避けたいと思います。また、恐らく総務文教委員会に付託されると思いますので、私も総務文教委員会の一員ですので、そのときにまた御質問させていただきます。

○議長（山田由比己） 質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（山田由比己） 次に日程第八、議第七十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光） 議第七十八号 平成十八年度五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山田由比己） 提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝） ただいま上程いただきました議第七十八号 平成十八年度五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、

提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の五條市老人保健特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページについて御説明を申し上げます。

今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ一千五百二十二万三千円の追加でございまして、歳入歳出の予算総額はそれぞれ四十億九千七百八十二万三千円となります。

次に、四ページの歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十九節負担金補助及び交付金、百三十二万六千円は、後期高齢者医療制度の実施主体となる県内全市町村が加入する奈良県後期高齢者医療広域連合設立のための準備委員会事務局が本年九月設置され、その人件費及び事務経費等の平成十八年度の五條市分の負担金でございます。

次に、二款医療諸費、一項医療諸費、一目医療給付費、二十三節償還金利子及び割引料、一千三百八十九万七千円は、平成十七年度の老人保健医療給付費交付金の精算による奈良県及び支払基金への償還金でございます。

次に、四ページの歳入につきまして御説明を申し上げます。

五款繰越金で一千五百二十二万三千円を増額いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田由比己）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（山田由比己）次に日程第九、議第七十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第七十九号 平成十八年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（山田由比己） 提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝） ただいま上程いただきました議第七十九号 平成十八年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の五條市介護保険特別会計補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

一 ページより御説明を申し上げます。

今回の補正予算額は歳入歳出それぞれ六百七十八万九千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ二十七億六千七百七十八万四千円となります。

次に、五ページの歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費で四百八十三万二千元、三款地域支援事業費、二項包括的支援事業・任意事業費、一目介護予防ケアマネジメント事業費で百九十五万七千元、合計六百七十八万九千円でございます。給料、職員手当等、共済費の追加でございます。

次に、歳入でございます。四ページを御覧ください。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金で二十四万八千円を追加いたしますとともに、七款繰越金、一項繰越金、一目繰越金より六百五十四万一千円を追加いたしましたして歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田由比己） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（山田由比己） 次に日程第十、議第八十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第八十号 平成十八年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（山田由比己）提案理由の説明を求めます。阪ノ上水道局長。

〔水道局長 阪ノ上武則登壇〕

○水道局長（阪ノ上武則）ただいま上程をいただきました議第八十号 平成十八年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページについて御説明を申し上げます。

このたびの補正は、異動等に伴う職員給与費の追加でございます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的支出のみで、補正予定額は三百二十五万一千円の追加でございます。

補正後の水道事業費用の総額は、八億六千八百五十五千円となります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、今回の補正により職員給与費で三百二十五万一千円の追加となるため、職員給与費、一億四千九百二十二万一千円を一億五千二百三十七万二千円に改めるものであります。

なお、詳細につきましては、二ページの平成十八年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）実施計画、同補正予算（第一号）説明書を御覧いただきたいと存じます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山田由比己）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（山田由比己）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日九日から十三日まで休会とし、次回十四日午前十時に再開して議案審議を行います。
本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時零分散会